

生活交通の維持に関する提言

生活交通の確保及び地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。

2. 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道事業者や都市自治体が行う経営の健全化及び安全対策等の取組について、支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、第三セクターによる地域鉄道を安定的に維持するため、インフラの老朽化対策及び運行費について、財政措置を充実すること。

3. 地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

5. LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

7. 東日本大震災関係

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業における被災地特例については、平成 28 年度以降も継続するとともに、対象要件を拡充すること。
- (2) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援策を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。